

事務連絡
平成28年5月30日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(障害者自立支援給付支払等システム担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課給付管理係

障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等の
データ集計について

平素より障害保健福祉行政の推進については、格別のご理解とご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

例年、各都道府県の国民健康保険団体連合会から毎月送付される訪問系サービスに係る利用者数データ等を用いて国庫負担基準単位内訳データを整理するための参考様式を送付しているところですが、本年も同様式を作成しましたので、ご活用下さい。

なお、昨年度までは、都道府県用、市町村用に区別して参考様式を提示しておりましたが、今年度より様式を統一しましたので、ご留意下さい。

また、国庫負担基準額算定の考え方等については、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」(平成27年6月5日付障害福祉課長通知)を参考にして下さい。

つきましては、貴職より管内市町村に対し、周知して頂きますようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部企画課給付管理係
TEL 03-5253-1111 (3009)

【参考様式1】 国庫負担基準単位（平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月）内訳

区分	区分ごとの単位	実利用者数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者																	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	84,070															0	0
(2) 介護保険給付対象者	33,730															0	0
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの																	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	66,730															0	0
(2) 介護保険給付対象者	33,370															0	0
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																0	0
(一) 区分六に該当する者	46,330															0	0
(二) 区分五に該当する者	32,500															0	0
(三) 区分四に該当する者	25,920															0	0
(四) 区分三に該当する者	20,700															0	0
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	14,140															0	0
(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）																0	0
(一) 区分六に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	25,740															0	0
(二) 区分五に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	18,630															0	0
(三) 区分五又は区分六に該当する者うち介護保険給付対象者であるもの	14,140															0	0
(四) 区分四に該当する者	14,550															0	0
(五) 区分三に該当する者	11,260															0	0
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）																0	0
(一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの	3,810															0	0
(二) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。）																0	0
a 区分六に該当する者	15,770															0	0
b 区分五に該当する者	9,960															0	0
c 区分四に該当する者	7,770															0	0
(三) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	3,810															0	0
(四) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(五)に掲げる者を除く。）																0	0
a 区分六に該当する者	16,840															0	0
b 区分五に該当する者	11,110															0	0
c 区分四に該当する者	9,030															0	0
d 区分三に該当する者	7,930															0	0
(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	3,670															0	0
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																0	0
(一) 区分六に該当する者	33,240															0	0
(二) 区分五に該当する者	25,580															0	0
(三) 区分四に該当する者	19,240															0	0
(四) 区分三に該当する者	14,280															0	0
(五) 障害児	18,160															0	0
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	8,540															0	0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）																0	0
(一) 区分六に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	21,700															0	0
(二) 区分五に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	18,010															0	0
(三) 区分四に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	14,180															0	0
(四) 区分三に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	10,900															0	0
(五) 区分三から区分六までに該当する者うち介護保険給付対象であるもの	8,540															0	0
(六) 障害児	18,160															0	0
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）																0	0
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの	2,350															0	0
(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）																0	0
a 区分六に該当する者	11,680															0	0
b 区分五に該当する者	8,470															0	0
c 区分四に該当する者	6,620															0	0
d 区分三に該当する者	5,660															0	0
(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	2,060															0	0
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																0	0
(一) 区分六に該当する者	25,960															0	0
(二) 区分五に該当する者	18,910															0	0
(三) 区分四に該当する者	12,910															0	0
(四) 区分三に該当する者	8,280															0	0
(五) 区分二に該当する者	6,540															0	0
(六) 区分一に該当する者	5,770															0	0
(七) 障害児	11,950															0	0
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）																0	0
(一) 区分六に該当する者	22,990															0	0
(二) 区分五に該当する者	15,980															0	0
(三) 区分四に該当する者	9,980															0	0
(四) 区分三に該当する者	5,310															0	0
(五) 区分二に該当する者	3,610															0	0
(六) 区分一に該当する者	2,790															0	0
(七) 障害児	8,970															0	0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者うち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。）	20,240															0	0
(4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者																0	0
(一) 区分六に該当する者	9,810															0	0
(二) 区分五に該当する者	6,540															0	0
(三) 区分四に該当する者	4,680															0	0
(四) 区分三に該当する者	3,710															0	0
(五) 区分二に該当する者	1,400															0	0

事 務 連 絡
平成 28 年 5 月 30 日

国民健康保険中央会 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課給付管理係

障害者自立支援給付支払等システムに係る介護給付費等の
データ集計について

平素より障害保健福祉行政の推進については、格別のご理解とご協力賜り、厚く御礼を申し上げます。

例年、各都道府県の国民健康保険団体連合会から毎月送付される訪問系サービスに係る利用者数データ等を用いて国庫負担基準単位内訳データを整理するための参考様式を各都道府県障害保健福祉主管課まで送付しているところですが、本年も同様式を作成し、周知しましたので、ご了知下さい。

なお、昨年度までは、都道府県用、市町村用に区別して参考様式を提示しておりましたが、今年度より様式を統一しましたので、ご留意下さい。

また、国庫負担基準額算定の考え方等については、「訪問系サービスに係る国庫負担基準について」(平成 27 年 6 月 5 日付障害福祉課長通知)を参考にして下さい。

各国民健康保険団体連合会におかれましても、国庫負担基準単位内訳データを貴会及び都道府県担当課あてに送信されますよう、貴会からご連絡お願い申し上げます。

【参考様式1】 国庫負担基準単位（平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月）内訳

区分	区分ごとの単位	実利用者数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者																	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	84,070															0	0
(2) 介護保険給付対象者	33,730															0	0
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの																	
(1) (2)に掲げる者以外のもの	66,730															0	0
(2) 介護保険給付対象者	33,370															0	0
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																	
(一) 区分六に該当する者	46,330															0	0
(二) 区分五に該当する者	32,500															0	0
(三) 区分四に該当する者	25,920															0	0
(四) 区分三に該当する者	20,700															0	0
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	14,140															0	0
(3) 生活介護サービス費等を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）																	
(一) 区分六に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	25,740															0	0
(二) 区分五に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	18,630															0	0
(三) 区分五又は区分六に該当する者うち介護保険給付対象者であるもの	14,140															0	0
(四) 区分四に該当する者	14,550															0	0
(五) 区分三に該当する者	11,260															0	0
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）																	
(一) (二)から(五)までに掲げる者以外のもの	3,810															0	0
(二) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。）																	
a 区分六に該当する者	15,770															0	0
b 区分五に該当する者	9,960															0	0
c 区分四に該当する者	7,770															0	0
(三) 共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	3,810															0	0
(四) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(五)に掲げる者を除く。）																	
a 区分六に該当する者	16,840															0	0
b 区分五に該当する者	11,110															0	0
c 区分四に該当する者	9,030															0	0
d 区分三に該当する者	7,930															0	0
(五) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	3,670															0	0
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハに掲げる者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																	
(一) 区分六に該当する者	33,240															0	0
(二) 区分五に該当する者	25,580															0	0
(三) 区分四に該当する者	19,240															0	0
(四) 区分三に該当する者	14,280															0	0
(五) 障害児	18,160															0	0
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	8,540															0	0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）																	
(一) 区分六に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	21,700															0	0
(二) 区分五に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	18,010															0	0
(三) 区分四に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	14,180															0	0
(四) 区分三に該当する者うち介護保険給付対象者以外のもの	10,900															0	0
(五) 区分三から区分六までに該当する者うち介護保険給付対象であるもの	8,540															0	0
(六) 障害児	18,160															0	0
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）																	
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの	2,350															0	0
(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）																	
a 区分六に該当する者	11,680															0	0
b 区分五に該当する者	8,470															0	0
c 区分四に該当する者	6,620															0	0
d 区分三に該当する者	5,660															0	0
(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者であるもの	2,060															0	0
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（ロからニまで及びへからチまでに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																	
(一) 区分六に該当する者	25,960															0	0
(二) 区分五に該当する者	18,910															0	0
(三) 区分四に該当する者	12,910															0	0
(四) 区分三に該当する者	8,280															0	0
(五) 区分二に該当する者	6,540															0	0
(六) 区分一に該当する者	5,770															0	0
(七) 障害児	11,950															0	0
(2) 身体介護サービス費及び家事援助サービス費を算定される者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）																	
(一) 区分六に該当する者	22,990															0	0
(二) 区分五に該当する者	15,980															0	0
(三) 区分四に該当する者	9,980															0	0
(四) 区分三に該当する者	5,310															0	0
(五) 区分二に該当する者	3,610															0	0
(六) 区分一に該当する者	2,790															0	0
(七) 障害児	8,970															0	0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者うち区分六に該当するもの（(4)に掲げる者を除く。）	20,240															0	0
(4) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者																	
(一) 区分六に該当する者	9,810															0	0
(二) 区分五に該当する者	6,540															0	0
(三) 区分四に該当する者	4,680															0	0
(四) 区分三に該当する者	3,710															0	0
(五) 区分二に該当する者	1,400															0	0

【参考様式1】 国庫負担基準単位（平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月）内訳

区 分	区分ごとの の単位	実 利 用 者 数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数		
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月				
へ 居宅介護に係る支給決定を受けた者（居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者）であって、 共同生活援助サービス費のイからニまで又は外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者 （ロからニまで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）	2,190															0	0
ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注りに掲げる単位数を 算定されるもの（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）																	
(1) 重度訪問介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの																	
(一) 区分六に該当する者	12,410															0	0
(二) 区分五に該当する者	9,020															0	0
(三) 区分四に該当する者	7,050															0	0
(2) 同行介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの																	
(一) 区分六に該当する者	3,200															0	0
(二) 区分五に該当する者	3,200															0	0
(三) 区分四に該当する者	3,200															0	0
(3) 行動介護サービス費の利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの																	
(一) 区分六に該当する者	10,940															0	0
(二) 区分五に該当する者	7,550															0	0
(三) 区分四に該当する者	5,540															0	0
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者のうち共同生活援助サービス費の注りに掲げる単位数を 算定されるもの（ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）																	
(一) 区分六に該当する者	8,740															0	0
(二) 区分五に該当する者	5,350															0	0
(三) 区分四に該当する者	3,380															0	0
リ 同行介護に係る支給決定を受けた者（ロからチまでに掲げる者のうち以下の(1)から(4)までに掲げる単位数以上で算定されるものを除く。）																	
(1) (2)から(4)までに掲げる者以外のもの																	
(一) 区分六に該当する者	12,080															0	0
(二) 区分五に該当する者	12,080															0	0
(三) 区分四に該当する者	12,080															0	0
(四) 区分三に該当する者	12,080															0	0
(五) 区分二に該当する者	12,080															0	0
(六) 区分一に該当する者	12,080															0	0
(七) 区分なし	12,080															0	0
(八) 障害児	12,080															0	0
(2) 介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）	12,080															0	0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）																	
(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(五) 区分二に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(六) 区分一に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(七) 区分なしに該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの	12,080															0	0
(八) 区分なしから区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの	12,080															0	0
(九) 障害児	12,080															0	0
(4) 共同生活援助サービス費を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）																	
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外のもの	3,310															0	0
(二) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者（(三)に掲げる者を除く。）																	
a 区分六に該当する者	3,100															0	0
b 区分五に該当する者	3,100															0	0
c 区分四に該当する者	3,100															0	0
d 区分三に該当する者	3,100															0	0
e 区分二に該当する者	3,100															0	0
(三) 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの	3,100															0	0

